

2021年4月1日施行

宮崎県自転車条例

宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されます！

自転車は車両です。
交通ルールとマナーを守って
安全に利用しましょう！



絶対に
やめよう
「ながら運転」

かさをさしながら



携帯電話を使用
しながら



二人乗り
しながら



努力義務

ヘルメットの着用

- 幼児用座席に幼児を乗車させるときは乗車用ヘルメットを着用させましょう
- 高齢者(70歳以上)は乗車用ヘルメットを着用しましょう

義務

自転車保険加入の義務化!!

- 自転車損害賠償責任保険等へ加入しなければなりません

詳しくは裏面へ!!

自転車事故の 高額賠償事例

自転車乗車中の中学生が歩行者と衝突し歩行者が意識不明の重体となった事故

9,521万円

(平成25年7/4 神戸地方裁判所)

努力義務

自転車の点検整備

- 自転車の点検整備を定期的実施しましょう

